



1948 年京都・島根 ジフテリア予防接種禍事件 (その 3)

栗原 敦

国会の論議

本誌前号で 1971~72 (昭和 46~47) 年の京都市会, 京都府議会で再燃した補償問題を紹介しました。今回は同 47 年 3 月 22 日衆議院予算委員会第 3 分科会で樋上新一議員と滝沢公衆衛生局長, 斉藤厚生大臣の間で行われた質疑を紹介します (第 68 国会衆議院予算委員会第 3 分科会会議録 3 号より)。表 1 に前後関係を示しておきました。

表 1 予防接種被害の救済措置とジ禍事件「補償問題再燃」の経過

(…被害者の動向と予防接種法改正…)	1948. 11	京都・島根ジフテリア予防接種禍事件⇒「補償法定」の要求			
	1950. 3. 31	京都府衛生部『京都ジフテリア予防接種禍記録』刊行			
	1967. 3 ~1968. 4	梅田敏郎が「ワクチン物語」(「科学朝日」の連載) で過去 20 年の予防接種による死亡者が数百名であることなどを指摘			
	1970. 5, 6	種痘禍(武田薬品)が社会問題化(昭和 45) 5. 18~6. 30 読売新聞に 46 件の記事			
	1970. 6. 21	種痘被害者を中心に予防接種事故防止推進会が結成される(東京)			
	1970. 7. 31	閣議了解による救済措置が決まる			
		(年月日)	(議会)	(質問)	(答弁)
		1971. 2. 23	京都府議会	山川善三郎議員	蛭川知事
		1971. 3. 10	京都市会	山下良博議員	船橋市長
		1971. 7. 11 京都市が生存被害者の実態調査を実施			
		1972. 3. 22	衆議院予算委員会 第 3 分科会	樋上新一議員	斉藤厚生大臣 滝沢公衆衛生局長
		1972. 6. 30	京都府議会	松尾孝議員	蛭川知事他
		1973. 6. 19	予防接種禍集団訴訟が提起される(東京地裁, 以後名古屋・大阪・福岡地裁へ)		
	1975. 12. 22	吉原賢二『私憤から公憤へ—社会問題としてのワクチン禍—』刊行			
	1976	予防接種法改正(罰則の廃止, 健康被害救済制度の創設→ジ禍事件から 28 年め)			
	1992. 12	東京訴訟控訴審勝訴, 丹羽厚相控訴断念・謝罪会見			
	1994. 6	予防接種法改正(義務接種廃止, 救済制度の充実へ)			

06. 7 栗原作成

質疑は次のように展開しました。

冒頭, 事件の概要が確認されます。そこで滝沢公衆衛生局長は, 事件の原因について国が定めた製造基準によらなかったことと「検定をするためにとりました標本の採取のしかたにやはり見過ごしがございましたために発生した事件でございますので, 国の責任を否定することはできない」と述べました。続いて国の責任をどのようにとり, 補償したのかについて滝沢局長は「和解が成立した」, その内容は「死亡者に遺族に対して 10 万円, 患者に対して見舞い金 1 万円, 治療費の負担のほか生活援助物資等の給付を行なっている」と答弁しました。

樋上議員が, 事件の原因, 国の責任からして国家賠償法によるべきではないかと指摘したことに対し, 滝沢局長は, 閣議了解(昭和 45. 7. 31)による予防接種の事故救済は「故意, 過失等のないもの」について「広い意味の国家賠償」としてやっているが, 京都の事件はこれとは違う。

「こういうことで和解という形でこの事件の一応のあと始末が完了しておるといふふうに私たちは理解しておるわけでございます」と述べました。

樋上議員は、「和解」は「半ば強制的であり」、金額も少なすぎることを強調します。その根拠のひとつとして「…苦情を言っていたら、当時警察官があとをつけてきて、文句をつけておるのはだれか、示談の前後を通じていろいろ調査した」、「極端に言えば、圧力をかけて、そして示談に持っていく、それで納得さしたような状態であるということは、当時の遺族の方々や、また団体をこしらえて交渉した代表者のなまなましい当時の訴え」から明らかであることを指摘しました。

同議員は金額が少ないことについては、小刻みに支払われた金額の合計をもって弔慰金として済まされたことを指摘しました。

ここで閣議了解による救済措置で示された金額と比較してみるとわかりやすいと思います。表2のようになります。

表2 予防接種事故に対する措置について (昭和 45. 7. 31)

(障害に対する措置)

厚生年金保険法に定める 疾病の程度		後遺症を有するに至った時の年齢	
		18 歳未満	18 歳以上
給付額	1 級	270 万円	330 万円
	2 級	200 万円	240 万円
	3 級	130 万円	160 万円

(死亡に対する措置)

死亡時の年齢	18 歳未満	18 歳以上
給付額	270 万円	330 万円

出典：吉原賢二『私憤から公憤へ』岩波新書，101 ページより

ジフテリア禍被害者追跡調査表

No.

調査票の記入について

ぜひおん苦のことで恐縮ですが、当時を思い起して頂いて、なるべく具体的に記入下さるようお願い致します。

なお、わからない場合は、空白のままでも結構です。

図1 昭和46年京都市の実態調査「調査表」

No.	調査項目	記入要領
1	該当者氏名	ジフテリア予防接種により被害を受けた方の氏名を記入して下さい。
2	世帯主氏名	1の該当者の現在の世帯主の氏名を記入して下さい。 本人が世帯主の場合は、「本人」として下さい。
4	現在の住所	今後の連絡のため、郵便物の確実に届く住所を記入して下さい。
8	保健所の健康診断	事故発生当時、5年間にわたり毎年1回京都市が行なった、保健所における健康診断をいいます。
9	入院等治療に要した日数	当時自宅において、あるいは入院して、等により治療して、一応症状がおさまったり完全になおるまでに要した日数を記入して下さい。

ジフテリア禍被害者追跡調査表

1	該当者氏名		2	世帯主氏名	
3	当時の住所				
4	現在の住所				
当 時 の 状 況	5	自宅治療	病院名	9	入院等治療に要した日数
	6	入院治療	所在地		日
	7	その他(具体的に)			
	8	保健所の健康診断	受けた()	回)	受けない

図1 前ページの続き

現 在 の 状 況	10	完治してきわめて元気である
	11	傷跡等が残っているが元気である(傷跡部位)
	12	手足等が不自由である(不自由な部位)
	13	内臓的疾患を生じている(疾患部位)
	14	日常生活に支障を来している(症状)
	15	その他(具体的に)
16	その他ご意見等	

表3 京都市による被害者実態調査

(状態)	(人数)	(%)
傷あともなく完治	25人	11.3%
傷あとだけが残って体は異常なし	102人	46.1%
何らかの異常あり	86人	38.9%
調査時点で死亡	8人	3.6%
調査用紙送付 538人		
回収数 221人(回収率 41.1%)		

(樋上新一議員の質問より作成)

表4 京都市による被害者実態調査

傷あともともに他にも異常がある	86件	うち全く因果関係がない, あるいは薄いと思われる		4件		
傷あとはないが異常がある						
82名の異常の内訳 (86-4=82)	上・下肢の麻痺	1	下肢の異常	6	聴力の異常	1
	接種した腕の異常	17	(腕が細い, 痛い, しびれるなど)			
	内臓の障害	?	視力の障害	6	言語障害	1
	その他疲れやすい, 貧血など82名の重複例を入れて107例に異常あり					
調査票送付数 538通 回収 221件 回収率 41%						

(滝沢公衆衛生局長の答弁より)

メーカーと国に明らかな過失，責任のある刑事事件において，1949年初頭，死亡児の遺族へ弔慰金10万円，生存被害者へ1万円の見舞い金という額は，20年余年の隔たりがありますが1970年の無過失の被害救済に比していかがなものでしょうか。このように比較すれば補償問題が再燃することは容易にうなずけます。もちろん後者の給付額をよしとするものではありませんし，その給付額は後に改善されていきます。

続いて京都市が行った被害者の実態調査（図1）が，国と樋上議員双方から紹介されます。樋上議員が紹介した内容を表3にまとめました。情報源はいずれも京都市の調査結果ですが，滝沢局長が紹介した内容を表4にまとめておきました。

こうしたやりとりの後斎藤厚生大臣は，和解が裁判所の和解かどうか調べる，もしそうであれば金額が適当かどうかはともかく，国の責任としては終わっていることになる。とにかくそうしたことを調べ，検討した上で決定すると答弁し質疑は終わりました。ここで問題になるのは裁判所の和解でなければどうなると大臣は考えたのか。この事件では損害賠償請求の裁判，調停が行われていないのだから裁判所での和解など考えられないことです。会議録の上からはその検討の結果を知ることはできません。

確認できない「和解の事実」

京都府議の松尾孝さんが質問において，厚生省に和解文書の有無を問い合わせたがなかったとしていました。文書がないのに京都市，京都府，国の三者ともに和解したということは通常ありえないことです。昨年来，厚生労働文書の中に和解に関するものがないかどうか調査してきました。昭和24年4月26日付で「和解」を示唆する文書（資料1）がありました。京都府から受けた電話の記録です。

資料1 昭和24年4月26日付で「和解」を示唆する文書

ジフテリア予防接種禍について電話連絡 26日17時10分
 京都府衛生部
 森田総務課長
 連絡事項
 一、遺族同盟は全部当方の原案通り承諾した，今後一切本件について予算的要求はしないとの一札は遺族同盟の委員の手により全部から集めるとの事である
 被害者同盟は既に承諾…

（注，末尾読み取り不能，要確認，栗原）

（厚生労働省所蔵「京都ジフテリア事件」簿冊5）

注，遺族同盟とあるが遺族会が正しいとみられる（栗原）

この文書の前に昭和24年4月27日以後の作成と思われる「ジフテリア予防注射禍遺族に対する慰謝料早急決定支払に関する件 請願書」（遺族会作成・提出）（資料2）が綴じられています。内容は慰謝料として30万円の支払を求めるものです。これら2つの文書をどのように理解したらよいか。26日までに国の方針（10万円）をのんだにもかかわらず，その直後に30万円を要求しているという矛盾が何を意味しているのか，あるいは矛盾ではない事実が隠れているのか，更

に調査、検討を加える必要があります。また、「一札」は後に全員分集める云々とあるところが重要です。京都府との交渉にあたった遺族会の委員が府の原案を承諾したが、委員でない遺族から反対があり、全員の一札を取り付けられなかった可能性があります。厚生労働省の文書に最終的な和解を確認する文書の案文と思われるものが綴じこまれています。その末尾の遺族の氏名は自筆署名ではなくタイプ印字されており、押印されていません。京都府議会議員が質問当時厚生省に文書の有無を問い合わせたがなかったということと符合するのです。

遺族会の請願（資料 2）は、吉田茂首相が遺族会会見した際の言葉を引用し、事故後国は事件の責任を自覚し誠意ある態度を示していたが、時がたつにつれてそれが薄れていったことを指摘しています。毒薬を接種されて命を落としたわが子が、愛玩犬よりも低くみられることを嘆き、国に慰謝料を求めることは正当であることを確信し、訴訟も十分ありうる覚悟のみならず、新生日本、文化国家建設、衛生的な接種現場の確保など広い視野をもった品位ある主張であったことが伺えるものです。

資料 2 1949 年 4 月 日（日にち記載なし）付「ヂフテリア予防注射禍遺族に対する慰謝料早急決定支払に関する件請願書」

<p>供覧 防疫課長 予防局長 細菌製剤課長 薬務局長 総務課長 会計課長 次官 政務次官 大臣（原本の右から順に示します）</p> <p>ヂフテリア予防注射禍遺族に対する （タイプ印字） 慰謝料早急決定支払に関する件 請 願 書</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>予防接種禍 遺 族 会 事務所 京都市東山区松原通大和大路西入 電話祇園局 3807 番</p> <p style="text-align: right;">（ゴム印）</p> </div>
--

（本文には読みやすいように読点をうちました）

過般昭和 23 年 11 月 4 日付を以て、京都府衛生部並に京都市防疫課指示の下に、ヂフテリア予防注射に対して国民として接種の義務を全せし 68 名の死者、並に数百名の重患者の苦境如何なるものたりし事は其当時は申すに及ばず、今なお新聞紙上及多種の報道機関を通じて世の人世界の心ある人を周知せしめ恐怖の沼底に追込んだり、勿論親として万一を憂いて其接種を受くるに国家検定済なる注射液が不正なるワクチン製造の誤まれる製法を良く検査せずしての結果、我等 68 名の愛児を二度と戻り得ぬ、今日此の事実は国家に責任なくしていづれに有りや全く以て人命保護上非道なり、父母とても接種後速刻反応を認めて医師並に保健所及病院の手当を求めたり、父母一家中此の療養と看護に日夜没頭し精神的肉体的に努め職場を退き一心打込んで努めし甲斐なく、其当時関係当局はその結果責任の究明に力念致され、治療とその全治療策の時期を全く失したり

府市の衛生関係当局は非常活躍なしたるも及ばず、其の当時国家厚生省当局も責任痛感止むを得ず「国家全額負担」「慰謝料早急決定」等の声明を発し誠意重大なるものなり、然るに時を経し今日此頃の無

責任なる事実には全く筆言を發し得るに苦心を要す事能あり、各国の眼此処に向注せられる時国家になしとの返答しばしばなり、敢て申す財源の有無にかかわらず是れ誠意なきに非ずや、過般吉田首相西下の節遺族代表と会見なし実情陳情の砌、国家として極力努め遺族の意に報い度いと^(ママ)の言ありたり、今日遺族に対し入院中の費用を含めて一金7万5千円が其の誠意にあつては以外である、亦昭和24年4月24日新聞紙上發表の京都市衛生関係合同対策委員会の案が国家に認められた決定額であつた場合、一金10万円也が最高の額即ち最高の誠意なる時は、我々の愛児の死は使用愛犬の最高の価値よりも劣れる価にて残念なるものあり、然るに決して愛児の死を以て物的価値づけるに非ず、斯様に申せば国家を相手取り訴訟なし判決の結果国家に利ありとして我々を敗りて何の意義があろう、然し毒薬を誤って死に至らしめられし我等に慰謝料請求の理当然ある事を神掛けて信じているものである、決して勝りて名誉に非ず敗れて不名誉にも非ず、今後の文化国家建設途上の健康保健上尤も予防注射を安胸なして接種を受く者無有や懸念致す次第なり、其点随分考慮致される必要あり、権力と義務只管言筆には止まるものなり、以上を以て左記に結論を見出して慰謝料の決定早急支払を要求するものなり、然して今後当局として予防注射接種施設に対し衛生上完備せる施設方を要望す

一、ジフテリア予防注射禍死者1名に対し慰謝料

一金参拾萬円也

右金額を遺族保護者に早急に支払われ度く、書面を以て請願致します

右請願致します

(備考)

昭和24年4月27*日現在迄ノ受領金額

明細表

一、金壹千円也	死亡セシ当時厚生大臣ヨリ香資料
一、金壹萬円也	全 京都市ヨリ霊前へ
一、金九千円也	全 京都市ヨリ仏前へ
一、金参千円也	全 京都市ヨリ支出ニ依ル葬儀費
一、金貳萬円也	昭和24年1月24日 厚生大臣ヨリ慰謝料
一、金壹萬円也	全 日 厚生大臣ヨリ香典
一、金貳萬円也	昭和24年3月7日 厚生大臣ヨリ仏前へ
合計	金七萬参千円也

昭和24年4月 日

(日にちの記載はなし、以後、氏名自署と印がならぶ)

(厚生労働省所蔵「京都ジフテリア事件」簿冊5)

そして今、連載の結び

事件から55年後に生存被害者田井中さんが遺族訪問を繰り返し、著書第一作を世に出し、安田隆さん、和氣正芳さんと出会い、さらに長男のワクチン副作用被害から20年あまり悶々としてきた自分も合流しました。その間に事件の28年後「補償問題再燃」がありました。

事件からおよそ60年後再び被害者の「真相解明」を求める行動が始まりました。2007年4月

23日、田井中・和気・栗原らは厚生労働大臣に事件の原因について見解を求め、被害者の健康状況調査の実施を申し入れたところです(資料3)。近日中に京都市、京都府へも出向く予定です。同時にすでに田井中さんがアプローチしている島根県内被害者との連携、同県への折衝も視野に入れていきます。4月23日MBS(毎日放送)の報道を見た方が、この事件関連の被害者であるという連絡が入りました。また『京都府保健所五十年史』(平成元年)によると、この事件の直前、ジフテリア予防接種で被害があり見舞金を支払ったという記述が見つかりました。

真相が明らかにされることこそが被害救済の前提です。この事件は和解の文書の存否よりもその点において未解決であり、被害者救済は終わっていないのです。

また、昨年来、このワクチンの製造が例の731部隊関係者により行われたことが明らかにされ、さらに調査が進行しています。京都府の「記録」も大田黒猪一郎という同関係者により発行されていました。生物兵器に関わった人々が生きるために、雨後の筈のように生物製剤製造所が乱立する中でこの事件がおこりました。この事件の解明は戦時医学清算の問題にも通じることに驚きを禁じえません。

ジフテリア事件に始まる責任回避の体質は連綿として、著者が支援した薬害MMR事件、タミフル問題へと継承されています。MMRワクチン接種見合わせのころ京都府の「記録」に出会い、同訴訟が終結したものの国の謝罪拒否で頓挫した2006年11月、タミフル問題が浮上し、その緊迫したなか本事件60年後の行動が始まるという経過がありました。

2005年5月に研究会が組織されていますが、この事件に関心をお持ちの方はぜひご参加下さい。これは医学・薬学関係者だけの問題ではなく、戦後史の研究者にも参加いただきたいものです。資料保存と公開の問題もかかえています。薬害問題の風化を阻止するためには関係資料の保存が必須です。関係団体がその薬害の資料保存を検討すべき時でもあります。

(くりはら・あつし 全国薬害被害者団体連絡協議会/
京都・島根ジフテリア予防接種禍事件研究会)

著者連絡先

栗原 敦

〒611-0021 宇治市宇治蔭山 68-37

0774-21-4533 FAX 兼用

メール: mmr@osaka.email.ne.jp

独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会救済業務委員

参考文献(抜粋)

田井中克人『69人目の犠牲者』ウィンカモがわ 2003

田井中克人『京都ジフテリア予防接種禍事件』新風舎文庫 2005

和気正芳, 田井中克人, 栗原敦「ジフテリア禍の原因論」日本社会医学会総会抄録集 2005

和気正芳「1948年ジフテリア禍の原因論」社会医学研究 vol. 23 pp19-24, 2005

栗原敦「戦後薬害第1号事件の被害者救済について」日本社会医学会総会抄録集 2006

報道の経過

中国新聞 2005年5月25日「被害者自ら真相調査 ジフテリア禍」

毎日放送 2005年8月11日「埋もれた薬害、国の隠蔽判明」(VOICE特集)

山陰放送 2006年5月24日「いま明かされる島根ジフテリア事件」Web上で現在も閲覧可能

毎日新聞 2007年4月22日「示談策 公文書あった その後の薬害連鎖に」(大阪)など

毎日放送 2007年4月23日「葬られた“汚染ワクチンの真相”」

NHK おはよう日本 2007年4月24日「埋もれた薬害事件 “実態調査を”」(3回放送)

資料3 07年4月23日付「1948年ジフテリア予防接種禍の健康被害調査等について」

平成19年4月23日

厚生労働大臣
柳澤伯夫様

京都・島根ジフテリア予防接種禍事件研究会
会長 山本 繁
京都・島根ジフテリア予防接種禍被害者有志
代表 田井中克人

1948年ジフテリア予防接種禍の健康被害調査等について

陽春の候、日々厚生労働行政の推進にご尽力のことと存じます。

さて、1948年京都市、島根県で発生したジフテリア予防接種禍は、ご承知のように84名に及ぶ死亡者を出した世界最大の予防接種事故であり、わが国の感染症予防行政にとって決して忘れてはならないものであります。

しかしながら、当時の調査結果の公表は非常に限られたものであり、「4本中1本が毒性であったために抜き取り検査をすり抜けた」とする林譲治厚生大臣の国会答弁は、京都府衛生部の公式記録や旧予研の論文との整合性もなく、今では誤りを指摘せざるを得ないものですし、私たちの調査では国家検定がきわめて杜撰なものであったことが明白です。また、事故を起こした接種薬以外にも、極めて多数のジフテリアトキソイドが検査不合格になるという実態もあわせて明らかになっており、そのような接種液製造と国家検定の状況下で強制的に予防接種を実施した国の責任は重大でありました。

当事、国としてはこの事故の原因と状況を把握して、その後の薬事行政・予防行政に生かして行くことが大切であると考えたはずですが、国民に事態を広く知らせるのではなく、逆にニュース映画フィルムから事件報道を切り取るといった事も行われており(国会答弁など)、事件の教訓を十分に生かすべき対応だったとはいえません。

当時の状況では十分な補償もなく、これら被害者の中には、病気や障害を抱えながら苦難の日々をおくった方も多数いるのではと推察しております。この惨禍の長期予後に関する実態把握は、僅かに昭和46年に京都市において実施されただけで、その後は放置されて36年が経過し、さらに接種禍からは59年の歳月が流れています。

今後更に副作用被害者の高齢化が進みますと実態の把握が困難になり、課題と教訓を喪失することとなります。世界最大の予防接種禍事故の正しい事実確認、及びその教訓を正しく引き出し今後を生かすためにも、ぜひとも「健康被害調査」に早急に着手戴くことを切望するものです。その取り組みは、ジフテリア予防のために、理不尽にも幼くして命を奪われた被害児と遺族への鎮魂と癒しであり、今後の薬害防止へのあらたな誓いにもなると思えるものです。

ついては下記の通り要望いたしますので、御多用の折、誠に恐縮に存じますが、本件ご対応のことよろしくお願い申し上げます。

尚ご参考までに下記資料を添付致します。

記

1, 要望事項

- 1-1. 本文前半に記した国の対応に関する当方の指摘について見解を頂きたい。その際、根拠資料を明示してください。
- 1-2. 本文後半に記した健康被害実態調査を実施していただきたい。

2, 添付資料

- 2-1. 和気正芳「1948年ジフテリア禍事件の原因論」社会医学研究 23 卷 (2005 年) (10 ページ)
- 2-2. 昭和 46 年 7 月付実態調査依頼文 (京都市衛生局長)・調査票
同 48 年 2 月広報紙記事 (合計で 4 ページ)
- 2-3. 栗原 敦 「京都・島根ジフテリア予防接種禍事件【調査報告 1, 2】(合計で 17 ページ)

3, 本件連絡先

京都・島根ジフテリア禍事件研究会事務局
〒615-8037 京都市西京区下津林大般若町 128-6
田井中克人 方 電話番号 075-381-7024
e メール km-taichan@hat.hi-ho.ne.jp